

地方税制のあり方に関する検討会

2025年4月3日

株式会社 東邦銀行

1. 当行における営業店預金者の住所地等

➤ 当行預金者（個人）の大半は、口座保有店と住所が同一の都道府県であり、現状の利子割の納付方法（口座所在地課税）でも、住所地課税に近い状況となっている。

- なお、以下のようなケースにおいては、現住所を捕捉できていない顧客も一定数存在。
 - ✓ 進学や就職などで実家から転居した顧客が銀行の住所変更手続きをしていない。
 - ✓ 震災関連で避難しているが住所変更をしていない（原発関連の場合、1年以上・転送不要も転送可能）。

【参考：当行の口座開設後のお客さま住所の管理】

- 当行は、金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に基づき、顧客のリスク評価に応じて、郵便物が返戻された顧客を「住所変更が必要な顧客」として管理し、当該顧客来店時に住所変更を促すなど、顧客情報の捕捉に有効と考えられる手段を講じている。

＜当行の普通預金規定抜粋＞

7（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) (1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

— また、当行においては、県を跨ぐ営業店の統廃合や移転を行った事例はない。

※ 地銀協事務局において地方銀行複数行にヒアリングをしたところ、県境を跨いだ統合や移転の事例がある。

2. インターネット支店の口座開設の考え方

- 当行のインターネット支店における口座開設対象者は、原則、基盤とする福島県内に居住している方に限定。

【インターネット支店の考え方】

- インターネット支店は、口座開設手続きをネットで完結できることや、WEB通帳の利便性を提供することが目的。
- 取引条件は、当行の通常の営業店での口座開設者と大きな差はないため、県外在住の方があえて当行インターネット支店の口座を開設するニーズはない。

＜申込受基準＞

- ✓ 原則住所が福島県内
- ✓ 原則1人1口座

＜インターネット支店口座開設申込みいただける方＞（HP抜粋）

お申込人さまは、**日本国籍を有する満18歳以上の個人で、原則福島県内にお住いの方に限ります。**

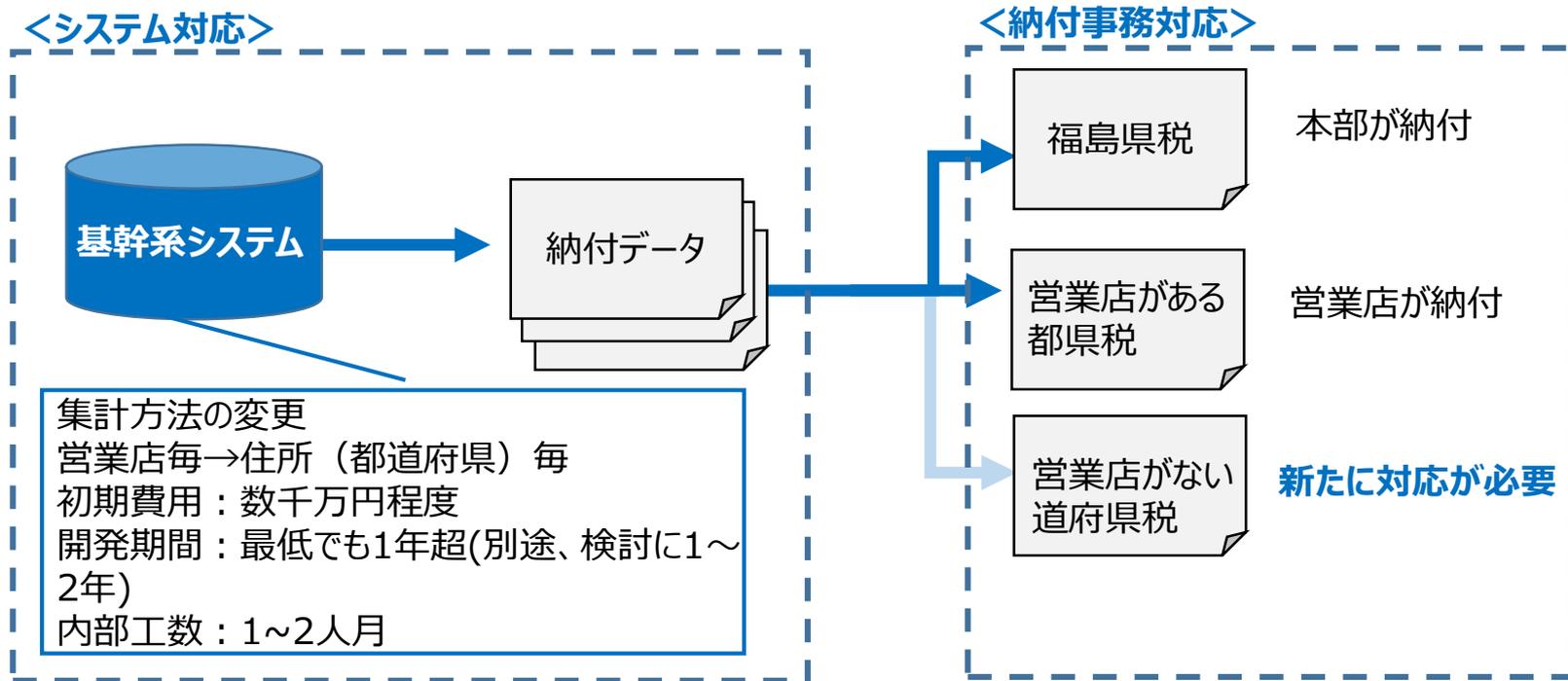
法人や個人が事業を営むための口座を開設することはできません。

すでに当行に口座をお持ちのお客さまは、インターネット支店の新規口座開設をお断りする場合がございます。

- 地方銀行（61行）全体では、インターネット支店がある銀行39行のうち、18行が地盤とする都道府県内に住所を有する方に限定する等の条件付きであり、21行は全国から口座開設が可能（地銀協事務局調べ）。
- ✓ 当該都道府県へ転居を予定しているなど、個別の事情に応じて、その事情を証明する書類（転入証明書等）の提出等を条件に、口座開設を受け入れている銀行もある。

3. 利子割の税収帰属の適正化への対応について

- 仮に、住所地課税に変更する場合、納付データの集計方法を営業店ごとから住所（都道府県）ごとに変更するための大規模なシステム改修が必要となり、相応の費用・開発期間が必要。
- 事務面においても、現在、営業店が所在しない道府県に納付する事務が新たに発生。



- また、金融機関ごとに基幹系システム更改に係るスケジュールが異なるため、全金融機関が一斉に対応することは困難。
- 利子割の税収帰属の適正化の実現方法については、こうした金融機関のシステム面、事務面に配慮した方法を検討いただきたい。

<参考> 配当割・株式等譲渡所得割との違い

- 配当割・株式等譲渡所得割に係る納付データを出力しているシステム（投信等の販売管理システム）と、利子割に係る納付データを出力しているシステム（基幹系システム）は、別システムであり連携していないため、利子割の納付方法を住所地課税に変更する場合、基幹系システムの改修が必要。

